

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書 概要

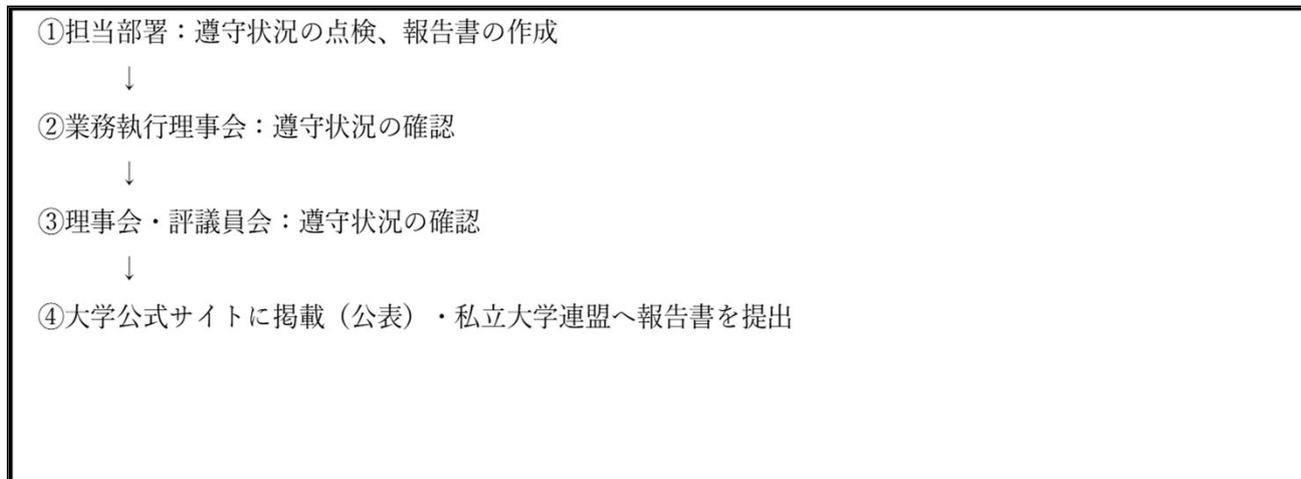
1. 法人名等

法人名	学校法人東京女子大学
法人代表者	理事長 安田 隆二
担当部署	大学運営部総務課
お問合せ先	general-affairs@gr.twcu.ac.jp

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1 自律性の確保	遵守	1-1	遵守
		1-2	遵守
2 公共性の確保	遵守	2-1	遵守
		2-2	遵守
3 信頼性・ 透明性の確保	遵守	3-1	遵守
		3-2	遵守
		3-3	遵守
4 継続性の確保	遵守	4-1	遵守
		4-2	遵守

3. 遵守状況の確認フロー図



「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	自主性及び独立性を確保し、自律的に法人運営を行っている。

遵守原則 1 - 1

会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本法人では、建学の精神に基づき、「東京女子大学方針」「東京女子大学グランドビジョン」を制定するとともに、2025年3月に期間を7年とする中期計画を策定した。策定にあたっては、将来計画推進委員会で議論を重ね、評議員会で意見を徴し、理事会で決定された。着実に実行していくために、ロードマップを策定し、進捗状況の確認を行っている。 また、毎年度の事業計画および事業報告についても公式サイトに掲載することにより、広く教育研究目的を明確にし、学校法人の運営に関する理解をえられるよう取り組んでおり、遵守原則1-1を遵守できていると判断している。

遵守原則 1 - 2

会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	自主性・独立性を確保し、自律的な学校法人運営を行うため、理事、監事、評議員等、幅広いステークホルダーから多様な意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行えるようにしている。 寄附行為のほかに、「学校法人東京女子大学理事会運営規則」

	<p>「学校法人東京女子大学評議員会運営規則」を定め、政策の策定、管理の権限と責任を明確にし、適切な運営を行っている。</p> <p>また、「学校法人東京女子大学における内部統制システム整備の基本方針」を制定し、執行と監視・監督の役割を明確化するとともに、同方針に従い理事・監事・評議員のそれぞれの役割が有効に機能する体制を確立している。</p> <p>建設的な協働と相互けん制機能については、「内部統制システム整備の基本方針」のなかで「経営に関する管理体制」「監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）」等を定め、理事会、監事、評議員会相互のけん制を有効に機能させ、協働的で自律的な学校運営を行う体制を確立している。</p>
--	--

基本原則「2．公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	多様な人材を育成し、教育研究活動とその成果を通じて地域社会に貢献している。

遵守原則 2 - 1

会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

遵守状況	<p>「遵守」</p> <p>コードの記載通りの方策によって遵守している</p>
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>建学の精神に基づき、グランドビジョンに育成する人物像を定めている。キリスト教を基盤としたリベラルアーツ教育により、社会、国家、世界のなかで自己を確立して生きてゆく人格を育てる教育を行っている。</p> <p>3つのポリシーの適切性については、恒常的に自己点検・評価を実施している。PDCAサイクルを十全に機能させるために、自己点検・評価の学内体制を整えるとともに、定期的に外部評価を行い、不断の改善に努めている。</p>

遵守原則 2 - 2

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>社会連携・社会貢献に関する方針を定め、本学の教育環境資源を活用し、社会や地域と連携した活動を展開している。</p> <p>エンパワーメント・センターでは女性の生涯にわたるライフキャリア構築を支援する事業を行っている。また、社会連携委員会規程に基づき近隣の地方自治体と包括的連携協定を締結し、公開講座や講演会を開催し生涯学習の場を提供している。</p> <p>文部科学省「リカレント教育エコシステム構築支援事業」に女子大学として唯一採択され、地域や産業界と連携・協働し、女性の活躍をさらに推進するため、経営者を含む人材ニーズを踏まえた教育プログラムの開発を行っている。</p> <p>今後も地域社会のニーズにこたえ、伝統的な知見と最新の研究成果を地域に還元し、社会に貢献する活動を行っていく。</p>

基本原則「3．信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	健全な大学運営を行う体制を整備するとともに、積極的な情報公開を行うことにより透明性の確保に努めている。

遵守原則 3 - 1

会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>「学校法人東京女子大学監事監査規程」に則り、本法人及び理事の職務の執行状況についての業務監査及び財務監査を行っている。監査計画及び監査報告書を作成し、理事会、評議員会で報告をしている。</p> <p>監事2名（非常勤）が理事会、評議員会に出席し、積極的に意見を陳述する体制を構築しているほか、理事長、学長、事務局長および内部監査室と随時、意思疎通を図り、会計監査人とも定期的に意見交換を行っている。監事への研修機会として、文部科学省や私立大学連盟等が開催する研修や監事会議に積極的に出席する</p>

など、監事機能の充実に努めている。
 会計監査人の選任にあたっては、監事はその議案を決定したうえで評議員会において決定することで、公平かつ透明性を確保している。会計監査人が有効に機能するために、会計監査人と監事、内部監査室との情報交換を定期的に行っている。

遵守原則 3 - 2

会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

遵守状況	<p>「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している</p>
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>理事、監事、評議員、学長の選任方法を、寄附行為および学内規程等に定め、学内教職員に共有している。また、「学校法人東京女子大学における内部統制システム整備の基本方針」に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確化し、適切かつ迅速な業務執行を確保する体制を整備している。</p> <p>監事、会計監査人及び内部監査室による三様監査体制を確立し、相互けん制機能を有効に機能させることにより、監視・監査体制の実質化に取り組んでいる。</p> <p>リスク管理基本規程、コンプライアンス推進規程等諸規程及び監事監査規程を整備し、リスク管理やコンプライアンスに関する体制及び監査環境を整備し、内部統制の実質化を図っている。</p> <p>本法人の業務に関し、法令又は学内諸規程に違反する行為に対しては公益通報等に関する規程を定め、早期発見及び是正を図るために必要な体制を整備している。</p>

遵守原則 3 - 3

会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

遵守状況	<p>「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している</p>
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>「学校法人東京女子大学情報公開に関する規程」に基づき、本法人が保有する情報の公開に関し必要な事項を定め、公式サイトで積極的に発信するなど、本法人の運営及び教育研究活動等に係る社会的説明責任を果たすよう努めている。</p>

基本原則「4. 継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	建学の精神の基本理念に基づき、大学における教育研究活動の維持、継続並びに発展を実現させる体制を整備している。

遵守原則4 - 1

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	評議員会を諮問機関とし、理事会を審議・決定・執行機関と位置付け、評議員会、理事会の機能の実質化を図っている。理事会・評議員会開催にあたっては、丁寧な説明や資料の提供を行い、審議時間を十分にとって、活発な質疑応答、意見交換を行っている。役員や評議員に外部人材を積極的に登用し、自律性と相互牽制機能を高めている。

遵守原則4 - 2

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	中長期的な管理運営の方針の一つとして、財務の方針を「教育研究活動を安定的に支えるため、中長期的な財務計画を策定し財政基盤を確立する」と定め、建学の精神に基づく質の高い教育研究を発展させるために、理事会の責任を明確にし、積極的な外部資金の獲得など、安定した財務基盤の確立に努めている。

危機事象等の発生に対しては、「学校法人東京女子大学リスク管理基本規程」を制定し、発生した危機だけでなく予防及び被害軽減に迅速かつ的確に対応する体制を整備している。情報セキュリティに関する規程、ハラスメント防止規程等の諸規程の整備や研修の実施など、ステークホルダーからの信頼性及び教育研究活動の継続性確保のための危機管理体制の拡充を図っている。